

明監報第3号

教育委員会定期監査及び行政監査結果報告のこと

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成27年（2015年）3月24日

明石市監査委員 林 郁 朗

同 星 川 啓 明

同 辰 巳 浩 司

同 寺 井 吉 広

## 教育委員会定期監査の結果について

### I 監査の対象

教育委員会事務局

総務課 学校管理課 学事給食課 学校教育課 児童生徒支援課  
青少年教育課

学校その他の教育機関

教育研究所 明石商業高等学校 明石小学校 中崎小学校  
大観小学校 林小学校 花園小学校 高丘東小学校 高丘西小学校  
山手小学校 江井島小学校 魚住小学校 清水小学校 錦城中学校  
衣川中学校 大久保北中学校 高丘中学校 江井島中学校

### II 監査の期間

平成27年1月6日から平成27年3月24日まで

### III 監査の範囲

平成26年10月末日現在における財務に関する事務

### IV 監査の方法

教育委員会事務局及び学校その他の教育機関から予算の執行状況、物品の管理状況等について、資料の提出を求め、関係諸帳簿等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、財務会計処理が法令等に基づき適正に行われているか、事務の執行が計画的かつ効率的に行われているかについて監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 予算の執行等
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 補助金
- (5) 貸付金
- (6) 契約事務
- (7) 財産管理

(8) 文書事務

(9) 出張命令

## V 監査の結果

今回の監査は、財務に関する事務の執行状況を中心に実施したのであるが、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した指摘事項については、改善措置を講じられたい。

## 教育委員会行政監査の結果について

### I 監査のテーマ

「準公金の取扱いについて」

(選定の理由)

本市においては、市職員が職務の遂行上やむを得ず、地域団体等の公金以外の現金等（以下「準公金」という。）を取り扱っている事例がある。このような準公金は、法令の規定を根拠に管理をしているものでないことから、明石市財務規則も適用されていない。

また、準公金について、その取扱いに関する統一的なルールはなく、所管部署がそれぞれ独自に管理されているのが現状である。

しかしながら、こうした準公金は、公金と同様、適正に管理されていなければならない。管理上の問題があれば、市の責任が問われることになる。

そのため、準公金の取扱いに関する事務について、行政監査を実施することとした。

### II 監査の期間

平成27年1月6日から平成27年3月24日まで

### III 監査の範囲

監査事務局の予備監査時点における準公金の取扱いに関する事務

### IV 監査の方法

事前に行った「公金外現金等の取扱いに係る実態調査」の結果に基づき、教育委員会事務局及び学校から関係書類等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法により、監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 準公金の取扱状況について
- (2) 準公金の取扱金額について
- (3) 準公金の管理状況について
- (4) 準公金の事務処理について

(5) 今後の取扱いについて

## V 監査の結果

教育委員会事務局及び学校で取扱っている準公金のうち、学校教育課 6 件、児童生徒支援課 1 件、青少年教育課 4 件、明石商業高等学校 1 2 件、小学校 4 4 件、中学校 1 5 件の監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、学校で取扱う準公金の一部において、学校内での確認体制が不十分であったことなどから、現金等の管理や出納事務で不適切な取扱いが見受けられた。

準公金の取扱いについて、全国的に事件、事故が多発している中、問題があれば職員や市の責任が問われることになる。市民にとっては、公金か準公金かの違いはないことから、公金同様に適切な取扱いに留意する必要がある。

こうしたことから、事務の透明性を確保するとともに、紛失及び盗難防止を図るため、出納簿を作成し、校長までの確認を行うこと、現金は校内の金庫等、施錠可能な場所で保管すること、領収書等を整理・保管することなど、準公金の管理及び出納事務を適切に行うよう要望する。

なお、別途改善の検討を指示した指摘事項については、改善措置を講じられたい。